

政策提言 1 地域防災計画の見直し

国内各地で毎年のように豪雨、台風、地震、火山噴火等の自然災害が発生し、住民の命や財産、インフラなどに甚大な被害を与えています。過去の災害を教訓とし、今後の災害に備えるために、自治体、市民（住民）、地域コミュニティ、NPOなどが日常的に連携できる防災体制の構築と、地域の実情を踏まえた防災対策が重要です。

その基盤となる地域防災計画の策定にあたっては、地理的条件や気候条件、ライフライン、交通網、地域コミュニティの形態などさまざまな角度から地域の特性を把握・分析し、市民（住民）の意見を反映するとともに、必要に応じて見直しを行い、実際の災害発生状況に則した訓練を行うなど、実効性のある計画にする必要があります。

【自治体】

<防災計画の具体化>

- ① 自治体・事業者企業・住民が協働し、防災対策に取り組むために、災害対策基本法に基づき、自治体ごとに防災会議を設置します。防災会議では、市民参加のもとで地域実情にあった地域防災計画づくりと見直しを進め、コミュニティの防災力の向上を進めます。また、自治体間および民間事業者等との間で災害時応援協定を締結し、被災時に迅速に対応できる支援と受援の体制を強化します。
- ② 地域のつながりを防災活動や災害からの復旧・復興に活かすため、地域コミュニティを基盤として自主防災組織を結成し、活動が活性化するよう組織を育成・支援します。
- ③ 住宅密集地区における災害発生時のシミュレーションの実施、高齢者や障害者などの災害弱者対策など、通常時から、まちづくりと防災の観点で住民参加による「事前復興」の取り組みを進めます。
- ④ 子ども、障害者、高齢者など災害への対応力が弱い人たちの避難や、生活環境の変化にも考慮し、避難行動要支援者名簿の策定・活用を通じて、効果的な避難訓練、避難所運営に取り組みます。また、外国籍市民（住民）などを対象にやさしい日本語や当該言語による啓発、災害時の対応を準備します。
- ⑤ 災害履歴や地盤情報、被災予測などを掲載したハザードマップについては、最新の情報に基づき、適宜、改定して、地域住民に情報提供します。
- ⑥ 地域防災計画づくりなどすべての場面にジェンダーの視点を盛り込み、多様な人々の参加を進めます。

＜防災インフラの整備＞

- ⑦ 医療・福祉施設や各種事業者などと、医療・福祉サービスの継続や物資支援なども含めた連携を強化します。また帰宅困難者対策については、コンビニやガソリンスタンド等と協定を締結し、一時滞在場所や食料品、トイレ等の確保をめざします。ガソリンなどの燃料については、災害発生時に避難所や公的機関に必要な量を供給できるように、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、それに必要なガソリンスタンドの設備改修等に対して費用を補助するシステムづくりを行います。
- ⑧ 大規模災害時には、停電や通信不通が発生する可能性があり、携帯電話などの情報機器を使用した情報収集が困難になることが想定され、これらの状況に対応できる情報収集能力を平時から確保し、市民（住民）等に迅速・精確な情報を提供できる体制・システムを構築します。また、市民（住民）、NPOなどと連携し、情報収集できない場合でも、どのように避難するかを想定した実践的訓練を行います。
- ⑨ 公園や農地、空地、自然環境などの空間の保全を災害対策の観点から強化します。公園には、避難者の災害用トイレを設置しやすいよう下水道や浄化槽などの設置を推進します。また、公園・緑地に臨時ヘリポートとして転用できる場所を確保します。
- ⑩ 地下街、ビルの防災対策を強化します。また、危険度の高い地区の情報を公開し、防災力を高める修復計画を優先して進めます。
- ⑪ 都市計画・まちづくりや福祉政策と連動した土地・住宅政策を進めます。地籍調査の実施を強化し、都市計画と建築基準行政の連携をはかるとともに公営住宅・民間住宅の耐震化を進めます。
- ⑫ 帰宅困難者を出さないパッケージメニューを作成します。具体的には、被災した場所での安全の確保や家族の安否確認などを進め、帰宅困難者が無理に移動しなくてよい対策を進めます。
- ⑬ 行政職員だけでなく、市民（住民）やNPO等を対象とした防災研修やワークショップを開催します。その際、ジェンダーなどの多様な視点を盛り込んだ内容とします。
- ⑭ 災害時の飲み水や医療用水などの確保のため、地下水源を活用した井戸の設置を推進します。公共施設のほか、民有地への設置も推進し、民有地で災害用井戸に指定された場合には、設置費用の補助などを行います。

＜医療機関の対応＞

- ⑮ 病院の耐震化・耐火化、非常用発電、医薬品・水・食料の備蓄を進めます。入院患者の移送を想定した具体的な移送計画を策定します。
- ⑯ 災害発生時に外部からの緊急医療チームをスムーズに受け入れるために、通常時から、国や自治体、災害関係機関、医療機関などによる交流・連携を進め、合同訓練などを実施します。

＜原子力防災＞

- ⑰ 原発からおおむね30キロ圏内（UPZ：緊急時防災措置を準備する区域）に該当する自治体は、津波や地震を含む複合災害を想定して、市民参加による実効性ある避難計画の作成を進めます。
 - ⑱ これまでは、立地道県、立地市町村と事業者の3者で締結していた安全協定について、UPZに該当する自治体も、原子力事業者に対して、運転再開時の協議などを含めた安全協定の締結を求めています。運転再開に際しては、原発の安全性についての判断はもとより、実効ある避難計画の策定ができた
-

い場合には同意しません。

【国に対して】

- ① 自然災害被災者に対する公的助成制度の拡充を求めます。
- ② 地震、津波災害については、東日本大震災の被害を最低基準として、対策を講じるよう求めます。また、ライフラインを含めた都市施設ならびに土地に定着する工作物の総合的な液状化対策について、法改正を含めた対応を求めます。
- ③ 避難経路や避難用ビルの整備など、津波に対応したまちづくりに対応するため、被災市街地復興特別措置法の改正を求めます。
- ④ 大規模災害の事前予防、事後対策などに区分した法整備を求めます。また、復旧・復興は都道府県・市町村が具体的に着手することから、災害時の人命救助や救急体制などの緊急支援、被災者の生活支援、財源の確保、雇用維持、学校教育の再開、農林水産業や地場産業などの復興を相互に連携させる仕組みの構築を進めます。さらに、広域連携、対口支援（カウンターパート方式）の体制強化を求めます。⑤ 「既存不適格建築物」という概念を再検討し、防火、避難、耐震、バリアフリーなどの規定について、既存建築物の所有者等が常時適法な状態に維持することを義務化するなどの法改正と、所有者が必要な措置を実施することが可能となる支援を求めます。
- ⑥ 東日本大震災のような広域災害を想定した危機管理体制の確立のため、国と地方自治体との連携強化を求めます。また、各輸送機関（鉄道・トラック・船舶など）との連携の重要性を踏まえ、災害時を想定した対応を行うよう求めます。
- ⑦ 学校、公的施設や医療・福祉施設などへの防災用品の普及に必要な財政支援を求めます。

<原子力防災>

- ⑧ 自治体が作成した原子力防災計画を尊重し、実効性を確保するための財政的・技術的支援を求めます。
-

政策提言 2 自治体組織の防災力の強化

大規模災害が発生した際には、自治体を中心となって住民への対応にあたります。しかし、東日本大震災や熊本地震では、自治体庁舎が被災し使用ができなくなったことが、災害対応や復旧の妨げとなりました。

自治体庁舎の耐震性や津波対策、通信システムのバックアップ体制、自治体間支援体制などを事前に確保しておく必要があります。

【自治体】

- ① 自治体庁舎（本庁舎、支所、出張所など）やホール・市民使用施設等において、耐震補強、情報基盤整備、再生可能エネルギーを活用した非常用電源確保などを進めます。
- ② 災害対策に精通した職員を計画的に養成します。
- ③ 災害対策として事業継続計画（BCP）を作成し、具体的なシミュレーションに基づく訓練や研修を進めます。自治体職員などには、災害時の情報のトリアージを含む訓練を行います。
- ④ ICTネットワーク環境を活用し、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を確立します。衛星携帯電話等を配備し、迅速・精確な情報提供を発信・受信できる体制を確立します。さらに、衛星回線のテレビや、その電源となる蓄電池などの整備を行います。
- ⑤ 必要物品は、過去の災害復興経験や日ごろの訓練を通じて検証を行い、必要数を装備・備蓄します。また、ライフラインなどの事業では複数の事業者が共有できる資材の検討を行い、幅広い視点で備蓄倉庫の整備をはかります。
- ⑥ 寸断されたライフラインの復旧活動を円滑に行うため、各施設を熟知した人材確保や人材育成、技術継承を進めます。
- ⑦ 都道府県と市町村で、災害対応の経験をもつ職員を登録して、被災自治体の初動・応急対策を支援します。
- ⑧ 被災時に、より多くの支援者・応援者を受け入れるための受援計画を策定するなど、受援力を強化します。また、複数の自治体と相互応援協定を結び、後方支援の体制を整備します。
- ⑨ 災害時には、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れや活動支援などの拠点とします。
- ⑩ 平時から社協やNPOなどと連携した協働型のボランティアセンターを設置し、各種ボランティア組織の調整や連携を進めます。また、労働組合や各種団体に呼び掛けて研修を行うなど、地域の防災力を

強化します。

- ⑪ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」（2011年7月7日文部科学省）に沿って、学校が防災の拠点として機能するよう、非構造部材を含めた耐震補強を進め、災害に強い学校をつくります。学識経験者等の参加による学校職員や子どもたちへの防災教育の徹底、食料や救助資材等の備蓄や非常時通信手段の確保、学校現業職員の役割の見直しや自治会等の地域組織と連携強化をはかります。
- ⑫ 行政機関が災害時に有効に機能するために庁舎の耐震化や防災化を進め、一時的な避難場所とするとともに、防災拠点としての機能が発揮できるよう整備します。また、防災ヘルメットの普及・啓発に取り組みます。
- ⑬ 災害対応にあたる職員数確保のため、保育士や幼稚園教諭などと連携し、災害時に庁舎内に職員用の保育スペースを設け、災害時でも出勤できる条件整備をめざします。

【国に対して】

- ① 災害時のライフライン（上下水道・ガス・電気・情報通信）の機関設備や管路の耐震化、災害時におけるバックアップ機能の充実にむけた財政措置を求めます。とくに、公営で行うガス事業や簡易水道などの財政的に小規模な事業の支援を優先させます。
-

政策提言 3 避難所・仮設住宅の設営と運営の改善

平常時に地域住民のが参加のもとで避難所運営計画をつくり、災害発生後の各段階で必要な業務を明らかにするとともに、地域住民が主体となった避難所運営をめざします。また、介護が必要な高齢者や障害者などが安心して避難できる福祉避難所を事前に指定し、専門家などの人員を計画的に配置するほか、女性や子ども、外国人など多様な事情を抱える避難者に十分配慮します。

応急仮設住宅については、地域の特性を考慮しながら、地元事業者等とも連携し、木材を活用するなど居住性と耐久性を備えた仮設住宅づくりをめざします。また、仮設住宅を建築する際には、コミュニティの維持を重視し、集会場などのオープンスペースの設置や、生活支援相談員などを配置したサポートセンターを併設します。

【自治体】

- ① 避難者のプライバシー保護や、高齢者や障害者など災害弱者への配慮、コミュニティの維持などを重視した、避難所単位での「避難所運営マニュアル」を作成します。作成にあたっては、地域住民や学校関係者、行政関係者が参加して、地域の実情や特性を十分に反映します。
 - ② 介護を必要とする高齢者や障害者をはじめ、特別な配慮を必要とする避難者が安心して避難できる福祉避難所を事前に指定し、地域住民に周知します。また、保健・福祉・医療・介護などの専門職の配置について事前に計画を作成します。
 - ③ 在宅避難者が取り残されないよう、在宅支援者の把握方法や、食料・水・医療品などの支援策について計画を作成します。
 - ④ 学校が大規模避難所になることを想定し、新築・改修の際は体育館の近くに調理室、衛生室などを配置します。屋外運動場には、災害用トイレを設置するための下水道や浄化槽などの整備を行います。
 - ⑤ 応急建設住宅については、地元の建築関係団体・企業と連携して、居住性を重視し、地域特性（とくに気象条件）に配慮した規格に基づき建設します。
 - ⑥ 応急仮設住宅の入居については、コミュニティ単位での入居が可能となるよう、場所の選定も含めて、地域住民を交えて計画をつくります。
 - ⑦ 応急仮設住宅にサポートセンターを設置し、生活や健康に関する相談に応じるほか、巡回訪問見回りなどによって入居者の孤独・孤立を防止します。
 - ⑧ 応急建設住宅の設計にあたっては、集会所などのオープンスペースを中心に配置し、住民間の交流がはかれる設計にします。
-

- ⑨ 応急借上げ住宅（みなし仮設）では、入居者が分散しているため、支援が不十分になるケースや、地域コミュニティが維持できない場合があります。みなし仮設住宅の入居者に対する支援について、事前に対応策を構築するとともに、平時から公営住宅の空室状況の把握や民間賃貸住宅業者との連携強化をはかります。
- ⑩ 復興の状況に応じて、応急仮設住宅から公的賃貸住宅に移り住むことができるよう、年収、世帯人数などの区分を見直し、さらなる家賃負担の軽減をはかります。また、人材確保を含めた公的賃貸住宅などの整備を促進します。
- ⑪ 被災自治体の区域外に避難した住民に対する支援事業、コミュニティ維持にむけた情報提供などを行います。
- ⑫ 災害情報について外国籍市民へむけた多言語での情報提供を行い、災害時には地域の民間組織（NPOなど）と連携して、外国籍市民が相談できる窓口を開設します。
- ⑬ 避難所の運営については、新たな感染症の拡大局面においても十分機能するよう想定します。

【国に対して】

- ① 被災者が早期に生活を再建できるよう、被災者生活再建支援法による支援金の充実を求めます。また、住宅の再建にあたっては「街並み」の再建を念頭に、居住者の意向をくみつつ、中長期的な観点から、コミュニティ再建につながる支援を求めます。あわせて、公園内に防災施設を設置できるように都市公園法の見直しを求めます。
 - ② 防災のための集団移転促進事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律を改正し、住宅団地における住宅の建設・購入経費などを支援する集団移転促進事業について、国の補助率（現行3/4）を引き上げ、被災自治体の負担軽減を求めます。
 - ③ 災害対策基本法を改正し、被災者生活再建支援や被災市街地復興、予算執行やインフラ整備に柔軟に対応できるよう、現地の要望に対応した専門家の派遣等人材の確保を求めます。
 - ④ 災害公営住宅の整備促進、長期避難者に対する生活サポートの強化と健康増進、地域経済と産業再生を通じた雇用・就労状況の回復など、施策の充実を求めます。
 - ⑤ 応急仮設住宅におけるサポートセンターの設置については、災害対策基本法に位置づけることを求めます。
-

政策提言 4 ジェンダーの視点からの防災まちづくり

過去の災害では、避難所に仕切りがなくプライバシーが守られていない、女性に必要な物資が届いていないことなどがありました。また、避難所での性的暴力も発生しています。ひとり親やDV被害者、LGBTQ+など、さまざまな配慮を必要とする人たちに対応するためにも、防災計画や避難所運営マニュアルに多様な視点を反映することが重要です。

このため、地域の防災計画や避難所運営マニュアルなどを作成する過程から、女性の参画を促進し、ジェンダー平等の視点で各種計画づくりを進める必要があります。また、避難所や仮設住宅の運営組織にも女性の参画を進め、女性や子どもが安心して過ごせる避難所運営や、必要な支援物資の確保ができるようにします。さらに、性暴力や健康などに関する相談窓口を設置します。

【自治体】

- ① 防災まちづくりの推進にあたっては、防災・復興・再生の各段階において、ジェンダーの視点で多様なニーズを反映することが必要です。このため、防災会議の女性委員の割合を少なくとも30%以上にします。
 - ② 防災計画に男女平等参画の理念を記載し、男女共同参画部署や男女共同参画センターの役割を明記します。
 - ③ 避難所の設計についてはプライバシーを重視するとともに、トイレ・浴室等の衛生・安全面の確保を進めます。また、乳幼児をもつ家族に対応した仕切りのあるスペースを用意します。
 - ④ 避難所・仮設住宅の運営体制についても女性を必ず一定数含め、生理用品や下着などといった支援物資の整備や、その配布方法について、女性のニーズが反映されやすい環境をつくります。
 - ⑤ 避難所・仮設住宅での、女性や子どもに対する暴力を防ぐため、相談窓口の設置や見回りなどの支援体制をつくります。
-